

2019年度 民間国際交流事業助成制度 募集要項



(公財) 兵庫県国際交流協会は、県民の国際交流活動や多文化共生に向けた活動を育成・奨励するため、先駆的・先導的な各種交流事業に対し助成金を交付します。

このたび、2019年度の助成事業を以下により募集します。

1 対象団体

兵庫県内に所在する国際交流活動や多文化共生に向けた活動に継続的に取り組む民間の非営利団体・グループ

2 対象事業

前記団体が、2019年4月1日から2020年3月31日までに実施する次の事業とします。

- (1) 多文化共生事業（外国人県民支援事業、県民への多文化共生の啓発事業等）
- (2) 国際交流事業（兵庫県の友好提携州省等との交流事業、途上国への技術協力などの国際協力事業、国際交流イベントの開催等）
- (3) その他当事業の目的に合致し、理事長が必要と認める事業

ただし、当該事業が次のいずれかに該当するときは、対象事業となりません

- ア 兵庫県の助成又は補助（資金、事業等において兵庫県と密接な関係を有する団体が実施する助成又は補助を含む）を受けている事業
- イ 事業の効果が特定の個人等のみにも帰属する事業
- ウ 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- エ 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- オ 金品の譲渡、贈与、寄付等を目的とする事業
- カ 物品・教材の広報・販売・勧誘につながる事業

3 助成金額

助成金額は、一事業につき、下表に掲げる助成対象経費の合計額の2分の1以内で、最高10万円までとします

【助成対象経費】

区 分	経 費 の 種 類
謝 金	外部者（講師・通訳）等への謝金
旅 費	交通費、通行料、宿泊費
需 用 費	印刷製本費、コピー代、消耗品費、食材料購入費等
役 務 費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、会場設営費等
委 託 費	調査・研究等の委託料 ただし、活動の大半を占める委託は除く
使 用 料	会場使用料、活動に必要とされる機器・機材・車両の借上料等
その他の経費	その他、理事長が適当と認める経費

【助成対象経費として認められないもの】

- 1 団体の運営維持のために要する経費、飲食に要する経費、団体の構成員・活動スタッフ等に対する人件費、備品購入費等の団体の資産形成に係る費用
- 2 海外への渡航旅費、海外からの招聘旅費、海外での交通費・通行料・宿泊費
- 3 金品の寄付・贈与、記念品・贈答品等の購入費用
- 4 領収書がない等、使途が不明な経費
- 5 その他、理事長が助成対象として不適当と判断する経費

4 募集期限

2019年2月12日（火）必着

5 提出書類

- (1) 民間国際交流事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）

【注意点】事業計画書（様式第2号）には申請事業に要する経費を全て（助成対象経費とそれ以外を区分して）記入してください。

- (3) 添付書類 （注意） 審査における重要な判断材料となります。必ず添付してください。
 - ・規約又は会則
 - ・役員又は会員名簿
 - ・過去2年間（2017年度、2018年度(提出時点まで)）の活動状況及び財務状況がわかる書類
 - ・助成金申請事業の詳細がわかる資料、見積書等
- (4) 申請方法
 - ・上記(1)～(3)を郵送及び(1)～(2)を電子データ（Word形式）にて送付願います。

6 選考、決定及び結果通知

(1) 選考

外部識者を加えた審査委員会による審査に基づき、助成事業及び金額を決定します。

(2) 審査基準

項目	内容
(1) 公益性	事業効果の県民全体への還元（参加見込者数、報告書等の作成の有無等）が見込まれる等、社会的な公益の向上に資すると考えられる事業であること。
(2) 先駆性、創造性	先駆的、創造的な事業で、その事業成果が他の団体にとって参考になる事業であること。※過去に複数回採択された事業は、優先順位が低くなる可能性があります。
(3) 必要性	入場料収入が見込めない、財源確保の点から助成の必要性が高い事業であること。※市町等から助成金等を受けている団体が実施する事業は、優先順位が低くなる可能性があります。
(4) 重要性	当協会の事業方針や、県が進める国際交流事業等の方向性に合致するなど、当協会が助成する重要度が高い事業であること。 【HIA事業方針】・多文化共生社会の実現 ・交流人口の拡大 ・人づくりへの貢献
(5) 優先度	その他申請事業の内容や地域バランス等を考慮する。また、当協会実施の他事業（「外国人県民・児童生徒の居場所づくり事業」等）で申請可能な事業は優先度を下げる。

(3) 結果通知

結果については採否にかかわらず通知します（2019年3月下旬予定）。

助成金交付団体の名称、対象事業の内容等は、当協会のHP等で公表します。

7 助成金交付及び事業実施報告

(1) 助成金の交付が決まった団体は、対象事業の終了後30日以内に、民間国際交流事業助成金交付請求書（様式第5号）、民間国際交流事業実績報告書（様式第6号）、事業実績内容（様式第7号）の提出をお願いします。それに基づき、助成金を交付します。また、事業で作成した出版物、実施状況がわかる写真・パンフレット等を必ず事業実績内容（様式第7号）に添付してください。

(2) 助成事業における交付申請書や事業実績報告書等により当協会が知りえた事柄は、この助成事業の必要な範囲において当協会が公表できるものとします。

8 その他

(1) 助成事業の実施に当たっては、当協会から助成金の交付を受けている旨をパンフレッ

ト等に必ず掲載してください。

- (2) 当協会から助成活動状況等の報告を求められた場合は、速やかにご提出願います。
- (3) 本制度の実施は当協会の理事会における2019年度予算の成立が条件となります(2019年3月下旬予定)。予算が成立しない場合、事業が中止となりますので予めご了承ください。

9 問い合わせ及び書類提出先

(公財) 兵庫県国際交流協会 交流・協力課

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 国際健康開発センター2階

TEL : 078-230-3090 / FAX : 078-230-3280

E-mail: hia-ex-co@net.hyogo-ip.or.jp